

## 第150回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

### 原子力安全対策課

1. 日 時 平成17年3月28日(月) 午後2時00分～4時00分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
  - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成16年度 第3・四半期分)
  - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成16年度 第3・四半期分)
  - (3) 発電所の運転および建設状況(平成17年1月～3月)
  - (4) 美浜発電所3号機タービン建屋での死傷事故に関するその後の対応について
  - (5) 高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画の了解について
  - (6) 敦賀発電所2号機の原子炉容器上部ふた取替計画に係る事前了解願ひ提出の報告について
  - (7) その他報告事項
5. 配付資料 別紙のとおり
6. 議事概要

#### ○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成16年度 第3・四半期分)  
[福井県原子力環境監視センター吉岡所長より説明]
- (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成16年度 第3・四半期分)  
[水産試験場の村本部長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況(平成17年1月～3月)  
[原子力安全対策課の宮川技師より説明]

(副知事)

- ・ 県や事業者の放射線観測地点数が変更されたとのことだが？

(県原子力環境監視センター：吉岡所長)

- ・ 放射線測定は、モニタリングポストによるリアルタイムの測定と、TLD※による累積量（92日間）測定の2種類で行っている。モニタリングポストのほうが測定精度が高いため、積算線量（TLD）との重複地点においてはTLD測定を削減し、一方で新規測定地点の追加などの見直しを行った。

(※TLD：熱ルミネセンス線量計の略称で、放射線の累積量の測定に用いられる)

#### ○議題説明

(4) 美浜発電所3号機タービン建屋での死傷事故に関するその後の対応について

[関西電力株式会社 藤谷若狭支社長と高杉チーフマネージャーから説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 今日、関西電力の2次系配管事故に関する資料をもらったが、膨大な量でとても目を通すことができない。分かっているなら事前配付などしてもらわないと困る。
- ・ 今日の協議会に原子力安全・保安院が出席していないことが極めて残念である。関西電力、原子力安全・保安院、県の3者が出席し質疑すべきである。
- ・ 5名死亡、6名負傷の人身事故において、関西電力や国は人命を軽視していたのではないか。被災者の状況、時系列が添付資料にあるが、最初の救出は20分以上経過してからである。
- ・ 蒸気が噴出した時点で、最も近い脱気器水位制御弁を閉じるのが当たり前である。次に主蒸気隔離弁を閉じ、蒸気の進入を防ぐべきではないか。実際に行われたのはずっと後からである。噴出した蒸気や熱水の量はもっと減らせたはずである。
- ・ 現場で働く労働者の安全をいかに確保するかという視点が抜けている。関西電力はどのように考えているのか、県は専門委員会とも話をして、どのように国に要望し

ていくのか。

- ・ 事故の際、蒸気が中央制御室に入ってきたことについて、仮に1次系の放射性物質を含む蒸気が入ってきた場合、制御作業が不可能となってしまう。極めて重大である。関西電力、県はどのような見解をもっているのか。
- ・ 関西電力が配管の検査を先送りにしていたのが、78件あったと指摘されている。見過ごしたのではなく、わかっている検査を行わなかったのは、なお悪い。このような関電の体質を変えていくのはトップだが、藤社長は6月に辞めるが、取締役で残る。そして会長は1年間務める。トップが辞めるという姿勢がなぜ取れないのか。

(県：旭県民生活部長)

- ・ 原子力安全・保安院は、都合が悪いため欠席している。原子力安全保安検査官に対応していただく。
- ・ 国の報告書の一部が今後記載予定となっている。これらは、関西電力からの資料が届いて間もないため、保安院としてまとまっている範囲内で答えたということである。
- ・ 国の報告書について、県としては、国の責任が明確になっていないこと、また、救急体制の初動対応の充実について、国に強く申し入れている。

(関西電力：藤谷若狭支社長)

- ・ 労働安全の確保上、大変なことをしたという認識である。深く反省しており、立ち入り制限等も行っているが、労働安全衛生のマネジメントシステムによって、作業環境の見直しを行っている。安心して働ける環境を築いていきたい。
- ・ 中央制御室に蒸気が流入した件については、影響調査をしていく過程で判明し、適宜報告している。中央制御室に放射性物質が入ってきた場合でも、室内の環境を浄化するファンがあるため対処できると考えている。
- ・ 配管検査で78件の先送りがあったことについては、判明した段階で処置をすべき箇所があったと認識している。安全文化を再構築すべく、トップが方針を定め、全社

員が目標に向かって頑張っていこうということで今回の計画を示した。

- ・ トップの進退についてはいろいろな意見があるが、事故を起こさないということが一番に進めていきたいと思っている。

(県：寺川原子力安全対策課参事)

- ・ 中央制御室への蒸気流入については、10月に県の専門委員会に対し熱水の影響範囲の報告があり、前回の安管協では、11月1日付けの関西電力の報告書に明記されている。
- ・ 火災報知機の動作時期から、中間建屋へ若干蒸気が流入していることを確認している。非常に重要なことである旨を原子力安全・保安院等にも伝えている。

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 原子力安全・保安院が出席していないことが極めて残念である。本当であれば、原子力安全・保安院が県民の代表である安管協の意見を聞いて、最終報告をまとめるという姿勢が必要である。
- ・ 関電はまだまだ反省していない。反省する姿勢を明確にしないと、県民は納得しない。

(美浜町：山口町長)

- ・ 高経年化問題について、県の努力により国に高経年化対策室ができたことはよかったと思う。
- ・ 関西電力から提出されている再発防止に係る行動計画等について、これを着実に実行していただくよう要望する。
- ・ 吉村さんの言われた経営陣の退任の問題について、現在の経営陣が現場を回り、遺族にも説明責任を果たしてきており、状況を最も承知している。残任期間の中で事故防止対策をきちっとやっていただきたい。

○議題説明

- (5) 高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画の  
了解について

[核燃料サイクル開発機構もんじゅ建設所 伊藤所長より説明]

(平和・環境・人権センター：吉村特別幹事)

- ・ 県が了解したことは、きわめて遺憾である。3月17日に最高裁で口頭弁論をやっており、夏頃までに最高裁の判断が下される。なぜ、今、急いで県は判断したのか。
- ・ 資料No.7-2の2ページに二法人統合により、敦賀本部に本社機能を置き、本部長に副理事長と書いてあるが、これは最終決定したものなのか。単にサイクル機構側としての考えに過ぎないのか。敦賀本部から説明をお願いします。

(県：旭県民生活部長)

- ・ 知事が何度も言っているように、司法上の判断と行政上の判断が直接結びつくものではないと考えている。
- ・ 急いで判断したわけではない。安全性の確認、長期計画でのもんじゅ位置づけ、拠点化計画、本社機能などの課題が明らかになってきたこと、また、県議会の議論を踏まえ、県として判断する環境が整ったため判断をしたものである。

(核燃料サイクル開発機構：菊池本部長特別補佐)

- ・ 二法人統合による新法人は10月1日に発足するが、副理事長をあてることについては、最大限の努力をし、間違いなく副理事長があたるということを確認している。

(連合婦人会：河原会長)

- ・もんじゅ事故は、一般の人にとって、非常に後遺症のきついものである。何度も安

全の確認等をされているが、しっかりとやっていただきたい。

- ・ ナトリウムは、非常に神経質に扱わないといけないという物質と聞いているので、検査等をしっかりとやっていただき、進めていただきたい。
- ・ 県が判断したことについては、色々な条件を踏まえているということで、ある程度の理解はしている。どうか安全に気をつけ、よろしくをお願いしたい。

(中川県議会議員)

- ・ 協力会社の職員がきちんと発電所の方針に基づいて、やるべき仕事をしてくれるのかどうかというのが一番心配である。どんなにすばらしい計画をたてても、実際に仕事をする人が、きちんと仕事をしなければ、安全性は高まらない。
- ・ 作業員がきちんと仕事をしているかどうかを、チェックする体制がないと不安であるが、そのあたりをどのようにされるのか。

(もんじゅ建設所：伊藤所長)

- ・ 月に一度、現場の作業員を集め、安全朝礼を実施している。現場で働いている方、全員が集まり、安全スローガン、注意事項が確認され、安全意識が高められている。
- ・ チェック体制については、元請との契約の中で、品質保証体制について報告を受けることになっている。

#### ○議題説明

- (6) 敦賀発電所2号機の原子炉容器上部ふた取替計画に係る事前了解願  
提出の報告について[敦賀発電所 佐藤副所長より説明]

質疑なし